

財産目録  
平成31年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 東庄町社会福祉協議会  
事業：法人全体

1 / 2  
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金		-		-	-	3,994,407
現金		-		-	-	29,498
預貯金		-		-	-	3,964,909
預金(佐原信用金庫)		-		-	-	2,172,964
預金(千葉銀行)		-		-	-	1,791,945
事業未収金		-		-	-	1,192,820
未収金		-		-	-	7,974
立替金		-		-	-	14,746
立替金		-		-	-	0
雇用保険料立替金		-		-	-	14,746
1年以内回収予定長期貸付金		-		-	-	129,000
仮払金		-		-	-	0
徴収不能引当金		-		-	-	79,000
<b>流動資産合計</b>						<b>5,259,947</b>
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
定期預金		-		0	0	1,000,000
基本財産特定預金		-		0	0	1,000,000
<b>基本財産合計</b>						<b>1,000,000</b>
<b>(2) その他の固定資産</b>						
車輛運搬具		-		0	0	1,136,425
退職手当積立基金預け金		-		0	0	15,585,150
退職給付引当資産		-		0	0	3,172,665
共助会退職給付引当資産		-		0	0	3,172,665
基金積立資産		-		0	0	31,872,402
社会福祉振興基金積立資産		-		0	0	31,872,402
その他の固定資産		-		0	0	20,430
リサイクル料預け金		-		0	0	20,430
<b>その他の固定資産合計</b>						<b>51,787,072</b>
<b>固定資産合計</b>						<b>52,787,072</b>
<b>資産合計</b>						<b>58,047,019</b>
<b>負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金		-		-	-	1,339,483
未払費用		-		-	-	863,716
預り金		-		-	-	69,632
職員預り金		-		-	-	255,378
社会保険料預り金		-		-	-	233,373
共助会掛金預り金		-		-	-	22,005

財産目録  
平成31年03月31日現在

別紙4

法人：社会福祉法人 東庄町社会福祉協議会  
事業：法人全体

2 / 2  
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
源泉徴収税預り金		-		-	-	0
住民税預り金		-		-	-	0
雇用保険料預り金		-		-	-	0
その他預り金		-		-	-	0
流動負債合計						2,528,209
<b>2 固定負債</b>						
退職給付引当金		-		-	-	22,969,900
全社協退職給付引当金		-		-	-	19,416,110
共助会退職給付引当金		-		-	-	3,553,790
固定負債合計						22,969,900
負債合計						25,498,109
差引純資産						32,548,910

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。  
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。  
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。